

多様な活動の森における国民参加の森林づくり活動の実施主体の募集

多様な活動の森における森林づくり活動を行う活動団体等を募集します。
下記事項に留意の上、利根沼田森林管理署にお申し込みください。

記

1 「多様な活動の森」の概要

「多様な活動の森」とは、林野庁が進める「国民参加の森林づくり」における森林環境教育の推進、森林保全活動及び環境美化活動等、活動団体等が中心となって様々なアイデアを活かした活動を行うことのできる国有林のことです。

今回公募対象の森林は、ブナ、ミズナラ、その他広葉樹を主体とした101年生の森林で、森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察会、歩道の整備、環境美化活動、外来生物防除対策等の活動をすることができます。

2 「多様な活動の森」の対象地

場 所 群馬県沼田市上発知町迦葉山丙350ノ1国有林

〃	13林班い1小班	123.90ha
〃	13林班イ1小班	0.97ha
〃	13林班イ2小班	2.48ha
〃	13林班イ3小班	0.29ha
〃	13林班イ4小班	0.36ha
	合計	128.00ha

協定期間 令和8年3月31日を越えない期間とします。

公募期間 令和7年4月14日（月） から令和7年5月15日（木）

3 公募にあたっての手続き等

(1) 自主的な森林づくり活動の実施主体の要件

地方公共団体または自主的な森林づくり活動を行うことを目的とした民間団体（公益法人を含む）とします。

この場合、民間団体については以下の条件を全て満たさなければなりません。

- ① 団体の目的、運営等に関する規約を有すること。
- ② 団体の意志を決定し、自主的な森林づくり活動を執行する体制を確立していること。
- ③ 活動の目的が特定の者の利益に質するものとはならないこと。

(2) 申し込み方法

自主的な森林づくり活動を希望する団体は、森林管理局及び森林管理署等に備え付けてある「多様な活動の森における活動希望申請書」に必要事項を記載の上、利根沼田森林管理署にお申し込みください。

(3) 選定方法等

申請書の記載内容等から適切と認められる団体を実施主体として選定させていただきます。

きます。

なお、申請書を提出した団体に対し、選定結果を通知することとします。

4 協定の締結

自主的な森林づくり活動の実施にあたっては、実施主体と利根沼田森林管理署との間において、次の事項を内容とする協定を締結することになります。

- ① 協定の目的
- ② 多様な活動の森の名称、位置及び面積
- ③ 全体活動計画書の提出
- ④ 年間活動計画書の提出及び活動実績の報告
- ⑤ 入林の際の連絡・調整
- ⑥ 安全確保等の措置
- ⑦ 経費の負担
- ⑧ 立木竹等の所有権等の権利
- ⑨ 施設の設置等
- ⑩ 法令の遵守
- ⑪ 山火事防止の措置
- ⑫ 損害賠償
- ⑬ 活動の円滑な実施への協力
- ⑭ 多様な活動の森の適切な管理
- ⑮ 協定の破棄
- ⑯ 協定の有効期間
- ⑰ その他必要と認められる事項

5 その他

- (1)多様な活動の森の対象地の現地案内は、利根沼田森林管理署が行います。
- (2)森林づくり活動の実施に関する経費は、実施主体の負担となります。
- (3)必要な資材・道具置場等の施設の設置は、簡易なものに限ります。
- (4)実施主体には、協定期間内であっても、多様な活動の森における立木竹等についての所有権及び森林づくり活動により生ずる全ての権利は有しないこととなります。
- (5)詳細については、利根沼田森林管理署にお問い合わせください。

令和7年4月14日

利根沼田森林管理署長

担当：業務グループ 森林ふれあい担当

電話：0278-2 4-5535